

# 覚 書

延岡市（以下、「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下、「乙」という。）とは、平成19年度延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業（以下、「事業」という。）により整備されるケーブル網及び伝送装置の運用についての事前作業について次のとおり覚書を締結する。

第1条 光ファイバー網及び伝送装置については、事業完了後に甲乙間で「ケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関する契約」（仮称、以下「IRU 契約」という。）を結び、甲は、所有するケーブル網及び伝送装置のうち乙に使用させる施設（以下、「賃貸施設」という。）を長期安定的に乙に貸し付けるものとする。

第2条 IRU 契約の詳細については、甲乙双方が誠意をもって協議をするものとする。

第3条 乙は、IRU 契約締結後の乙による有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業運用を前提とした加入者確保のための営業活動並びに乙のもつ伝送装置等と賃貸施設との接続試験等を先行的に行うものとし、甲は、区長説明会、住民説明会等を通して事業の理解を図ることで乙の営業活動の支援を行うものとする。

第4条 乙は、IRU 契約締結後の乙による有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業運用を前提とし、事前営業活動を行なった結果、加入契約を得た加入者宅へ本事業により整備されるタップオフからの事前引込工事（※1）を開始する場合には、事前に甲まで通知するものとする。

（※1）引込工事とは、加入者宅に最も近接するタップオフから加入者宅までの引込線の敷設及び保安器設置工事をいう。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各々1通を保有する。

平成19年 10 月 19 日

甲 宮崎県延岡市本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治



乙 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役社長 永正 寛

